

第55期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

● 事業報告

「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」

● 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

● 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第55期
(2023年7月1日から2024年6月30日まで)

株式会社鈴木

上記事項につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是以下のとおりであります。

1. 当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、企業理念、企業行動基準を定めた「鈴木行動憲章・行動基準」および「経営理念手帳」を作成し、それを全役職員に周知徹底させる。
- ② 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の強化および企業倫理の浸透を図るべく啓蒙教育を実施する。
- ③ 「内部通報者保護規程」を定めコンプライアンス上疑義のある行為等を発見した場合、社内および社外に速やかに通報・相談できる窓口を設置する。会社は通報・相談内容を厳守するとともに、通報・相談者に対して不利益な扱いを行わない。
- ④ 内部監査組織として、代表取締役社長の直轄部門とする内部監査室を設置する。内部監査室は、法令の遵守状況および業務活動の効率性などについて、監査等委員会とも連携しつつ当社各部門および企業グループに対し内部監査を実施し、業務改善に向け具体的に助言・勧告を行う。
- ⑤ 監査等委員会は独立した立場から、当社グループのコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存および管理を行う。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体の危機発生時の対応とその防止のための体制整備を目的とした「リスク管理規程」「危機管理規程」「緊急事態対応規程」を定め、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。

- ② 取締役および執行役員は、自己に委嘱された職務領域について、危機管理体制を構築する権限と責任を有する。
- ③ 組織横断的なリスクおよびリスク管理全体を統括するシステムとして「コンプライアンス委員会」を設置しこれにあたる。
- ④ 各部門の所管業務に付随するリスク管理については、担当取締役または執行役員とともに、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ⑤ 会社全体あるいは経営の根幹に係わる重要事項については、取締役会での審議を経て、対応を決定する。また、取締役の中から対策責任者を任命し、対応を指揮するとともに、その状況を適宜取締役会に報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任と権限、執行手続の詳細について定め、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ③ 業務の運営に関しては、当社グループ全体の中期予算計画および年度予算計画を立案し、当社グループ全体の目標を設定し、これを当社グループ各社の業務目標に落とし込み、業績管理を行う。また、当社では、月1回開催する取締役および執行役員等で構成される経営会議において、定期的に各部門より業績の分析と改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の「鈴木行動憲章・行動基準」および「経営理念手帳」を当社グループに周知徹底させ、これを基礎として当社グループ各社が諸規程を制定・改定する。
- ② 業務の運営に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、当社に定期的に業務執行の報告を行い、経営に関する重要事項については「関係会社管理規程」に基づく当社取締役会への付議または報告を行うこと等によりグループ会社の職務の効率を確保する。

- ③ 内部監査室はグループ会社に対しても内部監査を実施し、その結果をグループ会社の取締役および当社の取締役に報告する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、その職務を補助する使用人（以下、「監査等委員会補助者」という。）を置くものとする。なお、監査等委員会補助者の任命、異動、評価、懲戒等は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該監査等委員会補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。監査等委員会補助者は、その要請された業務の遂行に関して、監査等委員の指示に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けない。

7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は監査等委員会に対して、事業運営上の重要事項ならびに重要な業務執行の状況および結果について適宜報告する。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、経営会議等重要な会議の付議事項ならびに決定事項、その他必要な重要事項を、法令および社内規程に基づき監査等委員会に報告する。
- ③ 内部監査室は、独立したコンプライアンス推進直轄組織として、内部統制の観点から、各部門の業務の適法性および妥当性ならびにリスクの存在の有無について監査を実施し、監査結果を監査等委員会に報告する。
- ④ 総務部は、内部通報の状況について、監査等委員会に報告する。
- ⑤ 当社グループは、上記の報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の職務の執行状況を把握するため監査等委員会が定める監査方針および分担に従って、監査に必要な会議等に出席し、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ② 監査等委員は、内部監査室および会計監査人と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。

10. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従った財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価し、必要な是正を行い、適切な報告を行う体制を整備運用する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

反社会的勢力あるいはその関係者・関係団体とは一切の関わりをもたない。それらの反社会的勢力等からの不当な圧力に対しては、地元警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携する等により組織的に対応する体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

当社グループのコンプライアンス体制については、コンプライアンス関連規程を適宜整備し、内部監査室が適切に運用されているかチェックを行っております。また、当社の行動規範である鈴木行動憲章をカード化して全社員に配布し、いつでもどこでも確認できるようにしております。また

半期ごとにコンプライアンス委員会を開催し、法改正や当社グループのコンプライアンス体制の状況などを適宜確認、協議しております。また同委員会において当期における内部通報制度の利用状況を報告しております。

2. リスク管理体制

当社グループのリスク管理体制については、リスク管理規程を整備するとともにリスク管理委員会において、適宜リスクの把握を行い、必要な措置を講じております。ESG・SDGsといったサステナビリティ課題への対応は重要なリスク管理の一部と認識しており、取り組みを進めております。また、事業継続計画の策定、安否確認システムを導入し、災害、ウイルス感染症拡大等の非常事態に対応できる体制の整備を進めております。

3. 情報保存管理体制

当社グループの情報保存管理体制については、文書保存規程および関連規程に基づき、適切に保管および管理を行っています。また必要に応じて閲覧できるようにしております。廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法により廃棄することとしております。また、情報セキュリティ活動の一環として、e-ラーニングシステムを使っての情報セキュリティ研修を全社員を対象に行っております。

4. グループ管理体制

当社の子会社に、関係会社管理規程に基づき、経営内容の把握のため、月次で財務状況と業務執行状況等の資料の提出および報告を求めており、内容について検証を行っております。また、定期的に親会社の取締役、監査等委員・内部監査員・総務部担当者が子会社に出向き、業務の適正を確保するための体制および運用の状況の監査・監督・指導等を行っております。

5. 監査体制

監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準および内部統制システムに係る監査の実施基準等に基づき職務を執行し、監査等の実効性の確保に努めています。また、内部監査部門等との実効的な連携等を通じて、会社の業務および財産の状況に関する調査ならびに取締役および会計監査人等から受領した報告内容の検証等を行い、取締役会に対する報告・提案・助言等を行っております。また、監査等委員会は選任等・報酬等に対する意見陳述権が付与されており、コーポレートガバナンスの実効性向上のため、選任等および報酬等について検討を重ねております。後継者育成や報酬方針についても事業継続の観点から業務執行取締役と議論を行い積極的

に意見を述べております。当社の監査等委員会は、会計監査人および内部監査部門と定期的に情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を置いております。

6. 内部監査体制

内部監査室が内部統制システム監査を行い、その監査内容について監査等委員会と意見交換し、監査や改善提案等の指示を受けるなど連携を図り、より実効的に監査が行える体制としております。また、代表取締役社長の直轄組織として、経営目標の達成に向けた効率的・効果的な業務遂行と社長が認識するビジネス・リスク等のコントロールのため、受査部門への直接の調査および報告聴取を含む監査を行っております。

7. 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、有効な内部統制の仕組みを構築しております。定められた内部統制の原則、目標、評価範囲、方法、体制に沿って運用されており、信頼性のある財務報告を作成しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から)
(2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,442,450	2,214,824	17,442,810	△66,897	22,033,187
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△430,055		△430,055
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			2,267,676		2,267,676
自 己 株 式 の 取 得				△49	△49
自 己 株 式 の 処 分		2,176		10,247	12,423
株主資本以外の項目の当期変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	2,176	1,837,620	10,197	1,849,994
当 期 末 残 高	2,442,450	2,217,000	19,280,430	△56,700	23,883,181

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 產 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 儲 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	775,719	96,857	6,882	879,459	639,379	23,552,026	
当 期 変 動 額							
剩 余 金 の 配 当							△430,055
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益							2,267,676
自 己 株 式 の 取 得							△49
自 己 株 式 の 処 分							12,423
株主資本以外の項目の当期変 動 額 (純 額)	433,168	13,427	5,724	452,321	210,334	662,656	
当 期 変 動 額 合 計	433,168	13,427	5,724	452,321	210,334	2,512,650	
当 期 末 残 高	1,208,888	110,285	12,607	1,331,781	849,714	26,064,677	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	6 社
・連結子会社の名称	S & S コンポーネンツ株式会社 S & S アドバンストテクノロジーズ株式会社 エスマディカル株式会社 鈴木東新電子（中山）有限公司 鈴木東新電子（香港）有限公司 PT. SUGINDO INTERNATIONAL

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、鈴木東新電子（中山）有限公司及び鈴木東新電子（香港）有限公司、PT. SUGINDO INTERNATIONALの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式 移動平均法に基づく原価法

ロ. 債卸資産

・製品・仕掛品

金型・自動機器・・・個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～17年

その他 2～20年

ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. 長期前払費用 定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定期に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、金型、部品、機械器具の製造・販売を主たる事業内容としております。

金型については顧客との契約に基づいて、主に完成した金型を顧客に納入することを履行義務として識別しております。顧客への引渡により、当該金型に対する支配が顧客に移転することから、顧客が検査した時点での収益を認識しております。

部品については顧客との契約に基づいて、主に完成した量産品を顧客に納入するこ

とを履行義務として識別しております。国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。海外販売についてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。なお、得意先から材料を仕入、加工を行った上で加工費等を仕入価格に上乗せして加工品を当該得意先に対して販売する取引については、売上高と売上原価を純額表示しております。

機械器具については顧客との契約に基づいて、主に完成した装置を顧客に納入することを履行義務として識別しております。顧客への引渡により当該装置に対する支配が顧客に移転することから、顧客が検査した時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

連結子会社（PT. SUGINDO INTERNATIONAL）が保有する有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一千円

有形固定資産 1,095,084千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

減損の兆候がある資産グループについて、帳簿価額が回収可能価額を上回っているか減損損失の認識の判定を行い、減損損失を計上すべきであると判定した場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額いたします。回収可能価額は正味売却価額により評価しております。

当連結会計年度において、PT. SUGINDO INTERNATIONALが保有する有形固定資産について、収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断いたしましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループの正味売却価額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

正味売却価額は、外部の専門家である不動産鑑定士の評価等に基づいており、不動産鑑定評価の算定における主要な仮定は、土地の市場価格及び建物の再調達原価、経済的耐用年数等であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

不動産鑑定評価額が低下するなど回収可能価額が変動した場合、翌期の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	3,970,652千円
土地	1,201,221千円
計	5,171,873千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	601,200千円
長期借入金	1,179,700千円
計	1,780,900千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

29,675,785千円

(3) 補助金等により取得した固定資産の圧縮記帳累計額

過年度に取得した資産のうち、補助金等による圧縮記帳額は485,000千円であり、連結貸借対照表上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物及び構築物282,200千円、土地180,000千円、工具、器具及び備品22,800千円であります。

(4) 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

電子記録債権	1,077千円
--------	---------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,404,400株	一株	一株	14,404,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年9月28日開催の第54期定期株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 430,055千円
- ・1株当たり配当額 30円
- ・基準日 2023年6月30日
- ・効力発生日 2023年9月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年9月27日開催の第55期定期株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 659,904千円
- ・1株当たり配当額 46円
- ・基準日 2024年6月30日
- ・効力発生日 2024年9月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、主に金型、部品、自動機器、医療組立の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、銀行借入で調達しております。

デリバティブ取引は外貨建取引の将来の市場変動による損失の回避・コストの確定等を目的として利用しており、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である「受取手形」、「電子記録債権」及び「売掛金」は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は営業取引、設備投資に係る資金調達であり、長期借入金は主に工場建設等、大規模な設備投資に係る資金調達であります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するための為替予約であり、信用リスク、市場リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計は適用しておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクに関しましては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当該リスクに関しましては、資金収支計画を作成するなどの方法により、リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額9,075千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	2,127,715	2,127,715	—
資産計	2,127,715	2,127,715	—
長期借入金（1年内含む）	1,780,900	1,780,900	—
負債計	1,780,900	1,780,900	—
デリバティブ取引	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,118,132	—	—	2,118,132
地方債	—	9,583	—	9,583
資産計	2,118,132	9,583	—	2,127,715

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,780,900	—	1,780,900
負債計	—	1,780,900	—	1,780,900

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

6. 貸貸等不動産に関する注記

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	セグメント別（千円）				
	金型	部品	機械器具	賃貸	計
売上高（注） 日本	1,560,975	11,633,501	5,717,005	5,596	18,917,078
中国	—	4,572,414	1,062	—	4,573,477
タイ	—	3,222,772	—	—	3,222,772
その他	660	1,001,595	8,777	—	1,011,033
顧客との契約から生じる収益	1,561,635	20,430,283	5,726,846	5,596	27,724,361
その他の収益	—	—	—	1,800	1,800
外部顧客への売上高	1,561,635	20,430,283	5,726,846	7,396	27,726,161

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	5, 958, 424
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	6, 421, 815
契約負債(期首残高)	29, 947
契約負債(期末残高)	90, 821

契約負債は、主に製品に対する支配を顧客に移転することにより履行義務が充足される時に収益を認識する取引について、将来の履行義務に関する売上代金の一部を顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1, 757円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 158円11銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から)
(2024年6月30日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本					
	資本剩余金			利益剩余金		
	資本準備金	その他 資本剩余金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金 別途積立金	利益剩余金合計 繰越利益剰余金
当期首残高	2,442,450	2,446,873	1,288	2,448,161	115,000	6,250,000 9,594,908 15,959,908
当期変動額						
剰余金の配当						△430,055 △430,055
当期純利益						1,726,670 1,726,670
自己株式の取得						
自己株式の処分			2,176	2,176		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	2,176	2,176	—	— 1,296,614 1,296,614
当期末残高	2,442,450	2,446,873	3,464	2,450,337	115,000	6,250,000 10,891,523 17,256,523

自己株式	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△66,897	20,783,623	775,719	775,719	21,559,342
当期変動額					
剰余金の配当		△430,055			△430,055
当期純利益		1,726,670			1,726,670
自己株式の取得	△49	△49			△49
自己株式の処分	10,247	12,423			12,423
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			433,168	433,168	433,168
当期変動額合計	10,197	1,308,988	433,168	433,168	1,742,157
当期末残高	△56,700	22,092,611	1,208,888	1,208,888	23,301,500

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・子会社株式・関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

- ・製品・仕掛品

金型・自動機器・・・個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料・貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- （リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 3～17年

工具、器具及び備品 2～20年

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

- （リース資産を除く）

③ 長期前払費用

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、金型、部品、機械器具の製造・販売を主たる事業内容としております。

金型については顧客との契約に基づいて、主に完成した金型を顧客に納入することを履行義務として識別しております。顧客への引渡しにより、当該金型に対する支配が顧客に移転することから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

部品については顧客との契約に基づいて、主に完成した量産品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。海外販売についてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。なお、得意先から材料を仕入、加工を行った上で加工費等を仕入価格に上乗せして加工品を当該得意先に対して販売する取引については、売上高と売上原価を純額表示しております。

機械器具については顧客との契約に基づいて、主に完成した装置を顧客に納入することを履行義務として識別しております。顧客への引渡しにより当該装置に対する支配が顧客に移転することから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

子会社株式（PT. SUGINDO INTERNATIONAL）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式評価損 - 千円

関係会社株式 PT. SUGINDO INTERNATIONAL 270,004千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した当社の子会社であるPT. SUGINDO INTERNATIONALの財務諸表を基礎として各社株式の実質価額を算定しております、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、相当の減額処理をしております。

② 主要な仮定

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された財務諸表を基礎として各社株式の実質価額を算定しており、当該実質価額は各社が保有する有形固定資産の減損の要否によって重要な影響を受けます。なお、PT. SUGINDO INTERNATIONALが保有する有形固定資産の減損の検討における主要な仮定は、「連結注記表2. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりです。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

PT. SUGINDO INTERNATIONALの財務諸表を基礎として算定された実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度の計算書類において関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	3,970,652千円
土地	1,201,221千円
計	5,171,873千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	601,200千円
長期借入金	1,179,700千円
計	1,780,900千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

22,975,175千円

(3) 補助金等により取得した固定資産の圧縮記帳累計額

過年度に取得した資産のうち、補助金等による圧縮記帳額は485,000千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物275,400千円、構築物6,800千円、土地180,000千円、工具、器具及び備品22,800千円であります。

(4) 保証債務

次の会社に対し債務保証を行っております。

鈴木東新電子（香港）有限公司 557,010千円 （借入金）

(5) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

電子記録債権 1,077千円

(6) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 2,550,421千円

短期金銭債務 180,945千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 770,056千円

仕入高 △366,497千円

営業取引以外の取引高 491,085千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	69,202株	41株	10,600株	58,643株

注1. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加41株であります。

2. 自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少10,600株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 29,392千円

未払事業税 21,350千円

退職給付引当金 288,632千円

長期未払金 99,729千円

減価償却費超過額 51,140千円

みなし配当加算金 31,084千円

貸倒引当金 89,934千円

会員権評価損 21,233千円

有価証券評価損 640,660千円

その他 69,445千円

繰延税金資産計 1,342,603千円

繰延税金負債

その他の有価証券評価差額金 △529,269千円

資産除去債務 △1,956千円

繰延税金負債計 △531,225千円

評価性引当額

△908,819千円

繰延税金資産の純額

△97,441千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	S & S コンボーネンツ㈱	80,000	コネクタ 端子製造販売	51	ロイヤリティの受領 業務の受託 役員の兼任2名	ロイヤリティの受取 注3(1) 業務受託 注3(1)	74,886 53,760	売掛金 未収入金	220,518 4,928
子会社	鈴木東新電子 (中山)有限公司	8,050 (千USD)	コネクタ 端子製造販売	80	資金の貸付け 役員の兼任5名	利息の受取 注3(2)	2,213	短期貸付金 未収入金	130,000 3,873
子会社	鈴木東新電子 (香港)有限公司	1,200 (千香港ドル)	コネクタ 端子販売	80	ロイヤリティの受領 資金の貸付け 債務保証 役員の兼任4名	ロイヤリティの受取 注3(1) 利息の受取 注3(2) 債務保証 注3(3) 保証料の受入 れ 注3(3)	57,609 6,081 557,010 1,995	短期貸付金 未収入金	482,500 5,858
子会社	PT. SUGINDO INTERNATIONAL	136,912,624 (千IDR)	自動車部品、 電子部品製造・販売	99.99	資金の貸付け 役員の兼任3名	利息の受取 注3(2)	15,038	未収入金 短期貸付金	11,300 1,350,000

注 1. 取引金額には消費税等を含みません。

2. S & Sコンボーネンツ㈱に対する期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) ロイヤリティ及び業務受託については、市場価格、総原価を勘案して取引価格を決定しております。
- (2) 各子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) 債務保証は銀行借入に対し行ったものであり、年率0.3%の保証料を受領しております。

4. 鈴木東新電子（香港）有限公司への短期貸付金に対し294,290千円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において44,334千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,624円28銭
(2) 1株当たり当期純利益	120円39銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。